

# 富山県立大学情報戦略本部規程

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学学則第17条の規定に基づき設置する情報戦略本部の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の情報戦略本部を富山県立大学情報戦略本部(以下「本部」という。)という。

(目的)

第3条 本部は、本学の情報戦略の企画立案、情報基盤の管理運営を通して本学の情報化を一元的かつ戦略的に推進することを目的とする。

(業務)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報基盤の管理に関すること。
- (2) 本学の情報化の推進、情報の調査分析等に関すること。
- (3) 本学の情報セキュリティ対策の推進に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 副学長(情報戦略担当)
- (2) 工学部長
- (3) 看護学部長
- (4) 工学研究科長
- (5) 看護学研究科長
- (6) 看護学専攻科長
- (7) 情報基盤センター所長
- (8) DX教育研究センター所長
- (9) 事務局長
- (10) その他学長が必要と認める者

2 本学の情報システムの整備、デジタル化の推進及び情報セキュリティ対策に関する重

要事項を審議するため、本部に情報環境整備委員会、情報化推進委員会及び情報セキュリティ対策委員会を置く。

3 前項の委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(本部長)

第6条 本部に本部長を置く。

2 本部長は、副学長（情報戦略担当）を充てる。

3 本部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 本部長は、学長の命を受け、本部の業務を掌理する。

(副本部長)

第7条 本部に副本部長を置く。

2 副本部長は、本学の専任の教授又は准教授のうちから教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

4 副本部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(本部員)

第8条 本部員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第9条 本部会議は、本部長が招集し、原則として、毎月1回定例の会議を開催する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

3 本部会議は、本部員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 本部会議は、本部の決定により非公開とすることができる。

(学内委員会からの報告の徴収)

第10条 本部は、学内に設置された他の委員会から、情報化の状況その他本部が必要と認める事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。